

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「生後満一年」を「生後満二年」に、「一日二回それぞれ三十分」を「一日につき、二回を超えず、かつ、合計九十分を超えない範囲」に改め、同条第二項中「生後満一年」を「生後満二年」に、「一日二回それぞれ三十分を超えない範囲内」を「一日につき、二回を超えず、かつ、合計九十分以内」に改め、「期間」の下に「を超えない範囲」を加える。

附 則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

参考資料

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(育児休暇)</p> <p>第二十一条 生後満二年に達しない子を育てている女子職員がその子を保育するため育児休暇を請求した場合は、一日につき、二回を超えず、かつ、合計九十分を超えない範囲の育児休暇が与えられる。</p> <p>2 生後満二年に達しない子を育てている男子職員がその子を保育するため育児休暇を請求した場合は、一日につき、二回を超えず、かつ、合計九十分以内で人事委員会規則で定める期間を超えない範囲の育児休暇を与えることができる。</p>	<p>(育児休暇)</p> <p>第二十一条 生後満一年に達しない子を育てている女子職員がその子を保育するため育児休暇を請求した場合は、一日二回それぞれ三十分の育児休暇が与えられる。</p> <p>2 生後満一年に達しない子を育てている男子職員がその子を保育するため育児休暇を請求した場合は、一日二回それぞれ三十分を超えない範囲内で人事委員会規則で定める期間の育児休暇を与えることができる。</p>

佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県小規模水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十三日

◎佐賀県条例第九号

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県事務処理の特例に関する条例及び佐賀県小規模水道条例の一部を改正する条例

(佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第一条 佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成十二年佐賀県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中第一号を第一号の四とし、同表に第一号から第一号の三までとして次の三号を加える。

<p>一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下この号において「法」という。）及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの（二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。）</p> <p>イ 法第十条第一項の規定による設立の認証をすること。</p> <p>ロ 法第十三条第二項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する登記の完了の届出書を受理すること。</p> <p>ハ 法第十八条第三号に規定する不正の行為等の報告を受理すること。</p> <p>ニ 法第二十三条第一項の規定による役員の名義等の変更の届出を受理すること。</p> <p>ホ 法第二十五条第三項に規定する定款の変更の認証をすること。</p> <p>ヘ 法第二十五条第六項に規定する定款の変更の届出を受理すること。</p>	<p>唐津市 鳥</p> <p>杣市 伊万</p> <p>里市 鹿島</p> <p>市</p>
---	---

<p>ト 法第二十九条第一項に規定する事業報告書等を受 理すること。</p> <p>チ 法第三十条において準用する民法（明治二十九年 法律第八十九号）第五十六条の規定により、仮理事 を選任すること。</p> <p>リ 法第三十条において準用する民法第五十七条の規 定により、特別代理人を選任すること。</p> <p>ヌ 法第三十一条第二項に規定する解散の認定をする こと。</p> <p>ル 法第三十一条第四項の規定による解散の届出を受 理すること。</p> <p>ヲ 法第三十二条第二項に規定する残余財産の譲渡の 認証をすること。</p> <p>ワ 法第三十四条第三項に規定する合併の認証をする こと。</p> <p>カ 法第四十条において準用する民法第七十七条第二 項の規定による清算人の氏名等の届出を受理するこ と。</p> <p>ヨ 法第四十条において準用する民法第八十三条の規 定による清算終了の届出を受理すること。</p> <p>タ 法第四十一条第一項の規定により、報告をさせ、 又は立入検査をさせること。</p> <p>レ 法第四十二条の規定により、必要な措置を採るべ きことを命ずること。</p> <p>ソ 法第四十三条第一項又は第二項の規定により、設 立の認証を取り消すこと。</p>		<p>ツ 法第四十三条の二（法第十二条の二において準用 する場合を含む。）の規定により、警視總監又は道 府県警察本部長の意見を聴くこと。</p> <p>ネ 法第四十三条の三（法第十二条の二において準用 する場合を含む。）の規定による警視總監又は道府 県警察本部長の意見を受理すること。</p> <p>一の二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。 以下この号において「法」という。）に基づく事務の うち次に掲げるもの</p> <p>イ 法第五十九条第一項に規定する法第三十九条第一 項に規定する業務を目的とする施設（以下この号に おいて「認可外保育施設」という。）に対し報告を 求め、又は当該職員をして立ち入り、必要な調査若 しくは質問をさせること。ただし、特に必要がある と認めるときは、知事が自ら行うことを妨げない。</p> <p>ロ 法第五十九条第三項の規定により、認可外保育施 設に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の 勧告を行うこと。</p> <p>ハ 法第五十九条第四項の規定により、認可外保育施 設に対する同条第三項の規定による勧告に従わなかつ た旨を公表すること。</p> <p>二 法第五十九条第五項又は第六項の規定により、認 可外保育施設に対し事業の停止又は施設の閉鎖を命 ずること。</p> <p>ホ 法第五十九条の二第一項の規定による事業開始の 届出を受理すること。</p>	<p>唐津市 鳥 栖市 鹿島 市</p>
---	--	---	------------------------------

<p>へ 法第五十九条の二第二項の規定による同条第一項に規定する届出事項の変更等の届出を受理すること。</p> <p>ト 法第五十九条の二の五第一項の規定による施設の運営の状況の報告を受理すること。</p> <p>チ 法第五十九条の二の五第二項の規定により、施設の運営の状況等を取りまとめ、公表すること。</p> <p>一の三 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（別に知事が定めるものを除く。）</p> <p>イ 法第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請を受理すること。</p> <p>ロ 法第八条第一項（法第九条第三項、第十条第四項及び第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、一般旅券を交付すること。</p> <p>ハ 法第九条第一項の規定による一般旅券に係る渡航先の追加の申請を受理すること。</p> <p>ニ 法第十条第一項の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請を受理すること。</p> <p>ホ 法第十二条第一項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請を受理すること。</p> <p>へ 法第十七条第一項に規定する一般旅券の紛失又は焼失の届出を受理すること。</p> <p>ト 法第十九条第五項の規定により返納される一般旅券を受理すること。</p> <p>チ 法第十九条第六項の規定により、返納される一般旅券に消印をし、還付すること。</p>	<p>鳥栖市 伊万里市</p>
--	---------------------

第二条の表第三号の二中へを削り、ホをへとし、二の次に次のように加える。

ホ 法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者の指定をすること。

第二条の表第三号の二中又をヨとし、同号に次のように加える。

タ 法第一百五十五条の五の規定による指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の名称等の変更等の届出を受理すること。

レ 第一百五十五条の七第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者に対し厚生労働省令で定める基準を遵守すべきことを勧告すること。

ソ 法第一百五十五条の七第二項の規定により、同条第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者が勧告に従わなかった旨の公表をすること。

ツ 法第一百五十五条の七第三項の規定により、同条第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

ネ 法第一百五十五条の八第一項の規定により、指定介護予防サービス事業者の指定を取り消し、又は効力を停止すること。

第二条の表第三号の二中リを削り、チをルとし、トをヌとし、ルの次に次のように加える。

ヲ 法第八十三条の二第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者に対し厚生労働省令で定める基準を遵守すべきことを勧告すること。

ワ 法第八十三条の二第二項の規定により、同条第一項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者が勧告に従わなかった旨の公表をすること。

カ 法第八十三条の二第三項の規定により、同条第一項の規定による勧告を受けた指定居宅介護支援事業者に対し勧告に係る措置をとるべき

ことを命ずること。

第二条の表第三号の二中への次に次のように加える。

ト 法第七十六条の二第一項の規定により、指定居室サービス事業者に対し厚生労働省令で定める基準を遵守すべきこと等を勧告すること。

チ 法第七十六条の二第二項の規定により、同条第一項の規定による勧告を受けた指定居室サービス事業者が勧告に従わなかった旨の公表をすること。

リ 法第七十六条の二第三項の規定により、同条第一項の規定による勧告を受けた指定居室サービス事業者に対し勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

第二条の表第九号の五中「唐津市」を「唐津市 小城市」に改め、同表第九号の六中「伊万里市」を「伊万里市 小城市」に改め、同表第十号中「この号」の下に「及び次号」を、「もの」の下に「(二)以上の市町の区域にまたがる事務を除く。」を加え、「小城市」を「武雄市 小城市 嬉野市 神埼市」に改め、同号ワ中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削り、同表第十号の二中「伊万里市」を「伊万里市 小城市」に改め、同号を同表第十号の二の二とし、同表第十号の次に次の一号を加える。

十の二 法第五十二条の二第二項の規定により、合併の認可をすること。 小城市

第二条の表第十号の三中「伊万里市」を「伊万里市 小城市」に改め、同表第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 法第六十五条第一項の規定により、土地の形質の変更等の許可を行うこと。(二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。) 小城市

第二条の表第二十七号の三の次に次の一号を加える。

二十七の四 地方自治法(以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの 唐津市 鳥栖市 武雄市 小城市

イ 法第九条の五第一項の規定により、新たに生じた土地の確認の届出を受理すること。 有田町

ロ 法第二百六十条第一項の規定により、市町の区域内の町又は字の区域に係る届出を受理すること。 白石町

(佐賀県小規模水道条例の一部改正)

第二条 佐賀県小規模水道条例(昭和三十五年佐賀県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第十四条を第十五条とし、第十三条の次に次の一条を加える。

(事務処理の特例)

第十四条 鹿島市の区域におけるこの条例の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、鹿島市が小規模水道を設置する場合を除き、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項、第二項及び第三項並びに第四条	知事	鹿島市長
第五条第一項	当該施設を管轄する保健所長	鹿島市長
第八条第二項、第九条、第十条、第十一条第一項、第十二条及び第十三条	知事	鹿島市長

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定中第二条の表第一号を同表第一号の四とし、同表第一号から第一号の三までとして三号を加える改正規定（同表第一号に係る部分に限る。）は同年六月一日から、第一条の規定中第二条の表第一号を同表第一号の四とし、同表第一号から第一号の三までとして三号を加える改正規定（同表第一号の三に係る部分に限る。）は同年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十八年六月一日において、第一条の規定による改正後の佐賀県事務処理の特例に関する条例（次項から第五項までにおいて「改正後の条例」という。）第二条の表第一号の上欄に掲げる事務に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為（以下「処分等」という。）で現にその効力を有するもの又は同日前に法令の規定により知事がした処分等その他の行為で、同日以後においては同号の下欄に掲げる市の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法令の適用については、当該市の長がした処分等又は当該市の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際、改正後の条例第二条の表第一号の二、第三号の二（卜からりまで、ヲからカまで及び夕からネまでに限る。）、第九号の五から第十号の三まで、第二十二号の二及び第二十七号の四の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令の規定により知事がした処分等で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては当該各号の下欄に掲げる市町又は広域連合の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町

若しくは広域連合の長がした処分等又は当該市町若しくは広域連合の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

4 平成十八年七月一日前に、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第三条第一項、第九条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項の規定により知事に対してなされた申請に基づく処分等については、同日以後においても、知事がするものとする。

5 介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十五条の規定により、施行日前行う同法による改正後の介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十二条の規定による同法第五十三条第一項本文の指定の手続については、改正後の条例第二条の表第三号の二（ホに限る。）の規定の例による。

6 第二条の規定による改正後の佐賀県小規模水道条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第十四条の規定により鹿島市長が管理し、及び執行することとなる事務のうち、施行日前に知事若しくは杵藤保健所長がした処分等で、この条例の施行の際現に効力を有するもの又は施行日前に知事に対してなされた申請その他の行為は、施行日以後における改正後の条例の規定の適用については、鹿島市長がした処分等又は鹿島市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

参考資料

第一条（佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(市町又は広域連合が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>	<p>(市町又は広域連合が処理する事務の範囲等)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ下欄に掲げる市町又は広域連合が処理することとする。</p>

<p>一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号。以下この号において「法」という。)及び法の施行のための条例に基づく事務のうち次に掲げるもの(二以上の市町の区域にまたがる事務を除く。)</p> <p>イ 法第十条第一項の規定による設立の認証をすること。</p> <p>ロ 法第十三条第二項(法第三十九条第二項において準用する場合を含む。)に規定する登記の完了の届出書を受領すること。</p> <p>ハ 法第十八条第三号に規定する不正の行為等の報告を受領すること。</p> <p>ニ 法第二十三条第一項の規定による役員の名等の変更の届出を受領すること。</p> <p>ホ 法第二十五条第三項に規定する定款の変更の認証をすること。</p> <p>ヘ 法第二十五条第六項に規定する定款の変更の届出を受領すること。</p> <p>ト 法第二十九条第一項に規定する事業報告書等を受領すること。</p> <p>チ 法第三十条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十六条の規定により、仮理事を選任すること。</p> <p>リ 法第三十条において準用する民法第五十七条の規定により、特別代理人を選任すること。</p> <p>ヌ 法第三十一条第二項に規定する解散の認定をすること。</p> <p>ル 法第三十一条第四項の規定による解散の届出を受領すること。</p> <p>ヲ 法第三十二条第二項に規定する残余財産の譲渡の認証をすること。</p>	<p>市町又は 広域連合</p> <p>唐津市 鳥栖市 伊万里市 鹿 島市</p>
<p>市町又は 広域連合</p>	<p>市町又は 広域連合</p>
<p>ワ 法第三十四条第三項に規定する合併の認証をすること。</p> <p>カ 法第四十条において準用する民法第七十七条第二項の規定による清算人の氏名等の届出を受領すること。</p> <p>ク 法第四十条において準用する民法第八十三条の規定による清算終了の届出を受領すること。</p> <p>ク 法第四十一条第一項の規定により、報告をさせ、又は立入検査をさせること。</p> <p>レ 法第四十二条の規定により、必要な措置を採るべきことを命ずること。</p> <p>ソ 法第四十三条第一項又は第二項の規定により、設立の認証を取り消すこと。</p> <p>ツ 法第四十三条の二(法第十二条の二において準用する場合を含む。)の規定により、警視總監又は道府県警察本部長の意見を聴くこと。</p> <p>ネ 法第四十三条の三(法第十二条の二において準用する場合を含む。)の規定による警視總監又は道府県警察本部長の意見を受領すること。</p> <p>一の二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下この号において「法」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの。</p> <p>イ 法第五十九条第一項に規定する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設(以下この号において「認可外保育施設」という。)に対し報告を求め、又は当該職員をして立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせること。ただし、特に必要があると認めるときは、知事が自ら行うこと。</p>	<p>唐津市 鳥栖市 鹿島市</p>